国別障害関連情報
キューバ共和国

令和８年８月
（2026 年８月）

独立行政法人
国際協力機構（JICA）

株式会社国際開発センター
株式会社コーエイリサーチ＆コンサルティング

人間
JR
26-072

本調査は、国際協力機構（Japan International Cooperation Agency。以下、「JICA」という。）が株式会社国際開発センター及び株式会社コーエイリサーチ＆コンサルティングに委託し、実施されました。本調査の内容は 2025 年 12 月から 2026 年 8 月にかけて日本国内において実施した文献・オンライン調査と当該国関係者からオンラインで回答を得た質問票の分析等に基づくものです。

国別障害関連情報
キューバ共和国
目次

1.　基礎指標 1
　1－1. 基礎指標 1
　1－2. 障害の定義と統計 2
2.　障害関連政策 6
　2－1. 障害関連行政制度 6
　2－2. 障害関連法令・政策文書 8
　2－3. 障害関連施策 11
3. 国際条約及び国際協力等の実績 21
　3－1. CRPD 批准による対応状況 21
　3－2. マラケシュ条約実施状況 21
　3－3. SDGs 関連政策における障害分野の取組 21
　3－4. その他の障害と開発分野に関連する国際条約の批准・取組 22
　3－5. 障害と開発分野の国際協力実績（JICA、国際機関、二国間援助機関、国際 NGO 等との協力実績） 22
4.　障害関連団体の活動概況 25
　4－1. 障害当事者団体の活動概要 25
　4－2. 障害者支援団体の活動概要 26
5. 障害者が直面する障壁・ニーズ 27
　5－1. 保健医療サービスを利用する際に直面する障壁・ニーズ 27
　5－2. 教育を受ける際に直面する障壁・ニーズ 27
　5－3. 就労に関する障壁・ニーズ 27
　5－4. 移動に関する障壁・ニーズ 28
　5－5. 情報保障に関する障壁・ニーズ 28
　5－6. ジェンダーに関する障壁・ニーズ 29
6. 参考資料 30

図表目次

図 1 制限のある生活機能別の割合（全年齢）（2012）.....3
図 2 障害者の年齢別割合（全年齢）（2012）.....4
図 3 障害の性別割合（全年齢）（2012）.....4
図 4 居住地域別の障害者割合（18～49 歳）（2019）.....5

表 1 キューバにおける障害関連担当機関.....6
表 2 国内調整委員会の概要.....7

略語表

ACLIFIM	Cuban Association of Persons with Motor and Physical Disabilities	キューバ運動・身体障害者協会
ANCI	National Association of Blind and Visually Impaired Persons	全国盲人・視覚障害者協会
ACNU	Cuban United Nations Association	キューバ国連協会
ANSOC	National Association of Deaf and Hearing-impaired Persons	全国ろう者・聴覚障害者協会
CBR	Community-based Rehabilitation	地域に根ざしたリハビリテーション
CEDAW	Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination Against Women	女子差別撤廃条約
CONAPED	National Council for the Support of Persons with Disabilities	障害者支援全国評議会
CRPD	Convention on the Rights of Persons with Disabilities	障害者権利条約
FMC	Federation of Cuban Women	キューバ女性連盟
GDP	Gross Domestic Product	国内総生産
HI	Humanity & Inclusion	ヒューマニティとインクルージョン
ICF	International Classification of Functioning, Disability and Health	国際生活機能分類
ICT	Information and Communication Technology	情報通信技術
ILO	International Labour Organization	国際労働機関
JICA	Japan International Cooperation Agency	国際協力機構
NCPD	National Commission for People with Disabilities	国家障害者委員会
NGO	Non-Governmental Organization	非政府組織
NSDRR	National Strategy on Disaster Risk Reduction	災害リスク軽減に関する国家戦略
OPD	Organization of Persons with Disabilities	障害者団体
SDGs	Sustainable Development Goals	持続可能な開発目標
TVET	Technical and Vocational Education and Training	技術・職業教育訓練
UNDP	United Nations Development Programme	国連開発計画
UNESCO	United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization	国連教育科学文化機関
UNICEF	United Nations Children's Fund	国連児童基金
VNR	Voluntary National Review	自発的国家レビュー
WASH	Water, sanitation and hygiene	水と衛生

1. 基礎指標

1－1. 基礎指標[1]

一人当たり国内総生産[2]	9,605 米ドル	2020 年

セクター別政府支出

保健医療（対 GDP 比）	11.78 ％	2022 年
教育（対 GDP 比）	8.4 ％	2022 年
社会福祉（対 GDP 比）[3]	9.0 ％	2020 年

人口

総人口	10,979,783 人	2024 年
男性人口比率	49.3 ％	
女性人口比率	50.7 ％	
都市人口比率	77.2 ％	
農村人口比率	22.8 ％	
平均余命（全体）	78.0 歳	2023 年
男性	75.6 歳	
女性	80.5 歳	

保健医療

栄養不足蔓延率	2.5 ％	2006 年
乳児死亡率（1000 人当たり）	6.6 人	2023 年

教育

教育制度[4]		
初等教育年数	6 年	
義務教育年数	9 年	
成人識字率（全体）	97.6 ％	2019 年
男性	99.0 ％	
女性	96.3 ％	

[1] 世界銀行データベース（https://data.worldbank.org/indicator(参照 2026-1-17)）に基づく。
[2] Gross Domestic Product。以下、「GDP」という。
[3] 国際労働機関（International Labour Office: ILO）(2024) World Social Protection Report 2024-26.
[4] キューバの教育制度は、小学校（6 年間）、中学校（3 年間）、高校（3 年間）。義務教育期間は、小学校 6 年間、中学校 3 年間の 9 年間である。キューバ教育省ウェブサイト（https://www.mined.gob.cu/(参照 2026-6-02)）に基づく。

就学率		
初等教育（総就学率）		
全体	98.1 %	2024 年
男子	98.5 %	
女子	97.6 %	
中等教育（総就学率）		
全体	91.7 %	2024 年
男子	90.9 %	
女子	92.6 %	
高等教育（総就学率）		
全体	43.1 %	2024 年
男子	29.2 %	
女子	57.6 %	

雇用

失業率（全体）	1.5 %	2024 年
男性	1.4 %	
女性	1.6 %	

1－2. 障害の定義と統計

1－2－1. 障害の定義

キューバ共和国（以下、「キューバ」と記す。）は 2007 年に障害者権利条約（Convention on the Rights of Persons with Disabilities。以下、「CRPD」という。）に批准した。キューバにおける障害は、2008 年に承認された「脆弱な人々の司法へのアクセスに関するブラジリア規則」（Brasilia Regulations Regarding Access to Justice for Vulnerable People）[5]において、「経済的または社会的環境によって引き起こされたり悪化したりする可能性のある、恒久的または一時的な身体的、精神的、あるいは感覚的（physical, mental or sensorial deficiency）障害であり、それによって日常生活における一つ以上の必須活動を行う能力が制限されるもの」と解釈されている。

1－2－2. 障害に関する統計

キューバの 2012 年の国勢調査[6]によると、何らかの障害のある人口は全年齢層の合計で 556,317 人であり、総人口の 5%を占める。障害のある女性は 50.9%、男性は 49.1%であり、女

[5] https://www.icj.org/wp-content/uploads/2018/11/Brasilia-rules-vulnerable-groups.pdf. (参照 2026-4-17)
[6] https://www.almendron.com/tribuna/wp-content/uploads/2019/11/publicacion-completa-color-de-la-piel.pdf. (参照 2026-4-17)

性の方が男性よりも多い。2012 年の国勢調査では、9 種類の障害が記録された[7]。障害者権利条約の事前質問事項に係るキューバ政府の質問回答[8]（2019）（以下、「質問回答」と記す。）によると、キューバ政府は、「国際生活機能・障害・健康分類（International Classification of Functioning, Disability and Health。以下、「ICF」という。）」を国内において段階的に導入しているところである。公表されている 2012 年の国勢調査では、障害統計に関するワシントン・グループ短縮質問紙セットは使用されていないが、次回 2020 年の国勢調査では使用が検討されている。

障害者数（全年齢層）	556,317 人	全人口の 5%[9]	2012 年
男性	273,404 人	49.1%	
女性	282,913 人	50.9%	

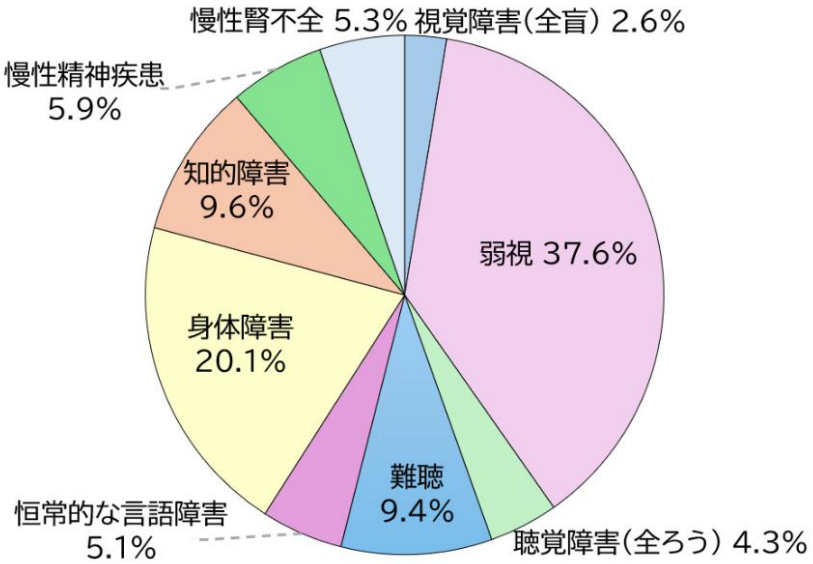


図 1 制限のある生活機能別の割合（全年齢）（2012）

最も高い割合は視覚障害（「弱視」（37.6%）」と「視覚障害」（2.6%））であり、次いで「身体障害」（20.1%）、聴覚障害（「難聴」（9.4%）と「聴覚障害」（4.3%））「が続く。「知的障害」は 9.6%、「慢性精神疾患」は 5.9%、「慢性腎不全」は 5.3%であり、「恒常的な言語障害」は 5.1%と最も低い割合となっている。

出所：National Office of Statistics and Information (2016 edition) Census of Population and Housing Cuba 2012: Skin Color according to the Population and Housing Census を基に調査チームが作成

[7] 恒久的な言語障害、聴覚障害、難聴、弱視、視覚障害、身体障害、慢性精神疾患、知的障害、慢性腎臓病。

[8] Reply to List of Issues, CRPD/C/CUB/Q/1/Add.1

[9] 政府報告（2014）に基づく。2020 年に国勢調査が予定されていたが実施が延期されている（https://world-education-blog.org/2020/12/18/education-of-students-with-disabilities-in-cuba/）（参照 2026-4-20）。

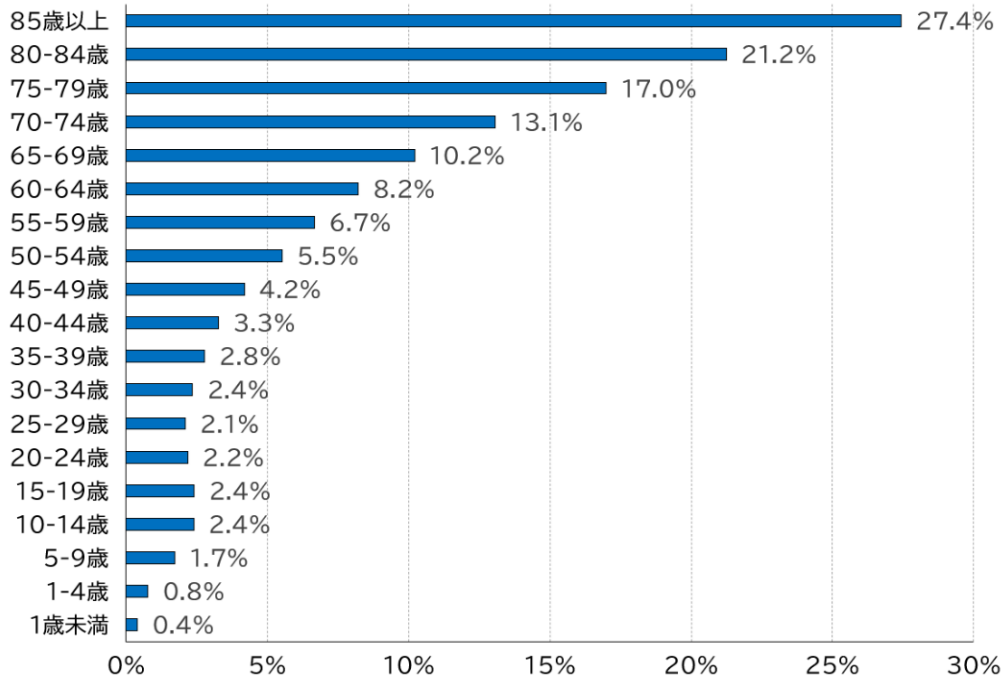


図 2 障害者の年齢別割合(全年齢)(2012)

85 歳以上が 27.4%と最も高く、次いで 80～84 歳が 21.2%、75～79 歳が 17.0%、70～74 歳が 13.1%と、25～29 歳まで、年齢が下がるほど割合は小さくなる。10～14 歳、15～19 歳、20～24 歳は、2.4%、2.4% 、2.2%とほぼ同率であり、5～9 歳が 1.7%、1～4 歳が 0.8%、1 歳未満は 0.4%となっている。
出所:National Office of Statistics and Information (2016 edition) Census of Population and Housing Cuba 2012: Skin Color according to the Population and Housing Census を基に調査チームが作成

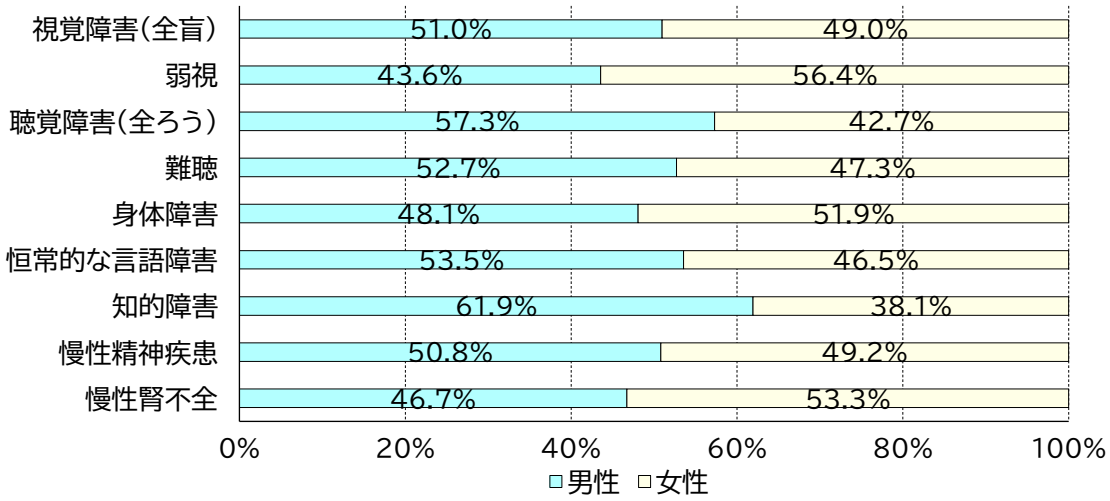


図 3 障害の性別割合(全年齢)(2012)

視覚障害(全盲)では、男性 51.0%、女性 49.0%、弱視は、女性 56.4%、男性 43.6%を占めている。聴覚障害(全ろう)では、男性 57.3%、女性 42.7%、難聴では、男性 52.7%、女性 47.3%である。身体障害は、男性 48.1%、女性 51.9%,恒常的な言語障害は、男性 53.5%、女性 46.5%である。知的障害では、男性 61.9%、女性 38.1%、慢性精神疾患は、男性 50.8%、女性 49.2%である。慢性腎不全は男性 46.7%、女性 53.3%となっている。
出所:National Office of Statistics and Information (2016 edition) Census of Population and Housing Cuba 2012: Skin Color according to the Population and Housing Census を基に調査チームが作成

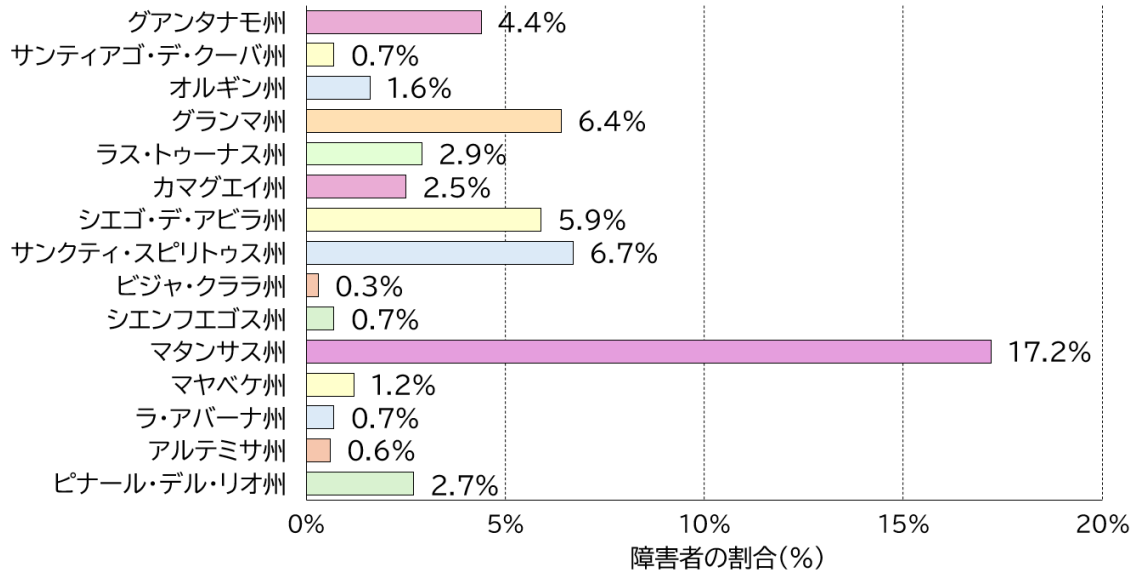


図 4 居住地域別の障害者割合(18～49 歳)(2019)

最も割合が高いのはマタンサス州で、障害者の割合は 17.2%に達しており、他州を大きく上回っている。次いで、サンクティ・スピリトゥス州(6.7%)、グランマ州(6.4%)、シエゴ・デ・アビラ州(5.9%)の順となっている。また、グアンタナモ州(4.4%)も比較的高い割合を示している。一方、障害者の割合が最も低いのはビジャ・クララ州(0.3%)であり、次いでアルテミサ州(0.6%)、サンティアゴ・デ・クーバ州(0.7%)、シエンフエゴス州(0.7%)、ラ・アバーナ州(0.7%)となっている。さらに、マヤベケ州(1.2%)、オルギン州(1.6%)も比較的低い水準である。
出所:UNICEF/Dirección de Registros Médicos y Estadísticas de Salud del Ministerio de Salud Pública: MINSAP (2020) Cuba: Encuesta de Indicadores Múltiples por Conglomerados (MICS) 2019 を基に調査チームが作成。

2. 障害関連政策

2－1. 障害関連行政制度

【中央政府行政】

障害関連担当機関

表 1 キューバにおける障害関連担当機関

No.	機関名	概要
1	労働・社会保障省（Ministerio de Trabajo y Seguridad Social）[10]	2018 年の閣議決定に基づき設立。労働、労働安全衛生、社会保障、並びに予防、支援、社会福祉に関する国家政策の立案、指導、監督を任務とする中央行政機関。障害者を包括的に支援するための政策の策定、調整、監視を担う。
2	保健省（Ministerio de Salud Pública: MINSAP）[11]	すべての医療サービス、教育、生物医学研究を統括する国家中央行政機関。予防とプライマリヘルスケアに重点を置く。障害者を含む最も脆弱な立場にある人々のケアを優先し、すべての国民に皆保険を提供する社会的使命を持つ。家庭医による一次医療から、専門病院における高度なリハビリテーションに至るまで、障害者に対し質の高い包括的かつ専門的な医療を提供。障害者団体（Organization of Persons with Disabilities。以下、「OPD」という。）と提携し、リハビリテーションサービスも実施している。
3	教育省（Ministerio de Educación）[12]	特別支援教育を含む初等・中等教育を主管。人種、性別、社会的出身による区別なく、また障害者に配慮して、すべての子どもの多面的かつ調和のとれた全人的な発達に重点を置く。 障害の種類に応じた専門的な支援を必要とする児童及び青少年に対する特別教育を中心に、様々な教育を提供。保健省との共同決議により、必要に応じて病院内に教室を設置することを定めている。特別学校における予防、早期発見、治療、リハビリテーションの仕組みが整備されている。中等教育卒業後に就職する学生に対して、労働・社会保障省と連携して職業技能を習得するための作業所への就職支援を行っている。特別教育を必要とするすべての児童・生徒の通常学校への移行支援が行われている。

[10] https://www.mtss.gob.cu/(参照 2026-4-20)
[11] https://www.facebook.com/MINSAPCuba/(参照 2026-4-20)
[12] www.mined.gob.cu（参照 2026-6-02）

4	高等教育省（Ministerio de Educación Superior）[13]	高等教育、技能訓練を主管。教育省と同じ理念のもと障害者の高等教育におけるインクルーシブ教育を目指している。
5	運輸省（Ministerio del Transporte）[14]	障害者の移動を可能にする政策の策定、施設整備の管理を主管。障害者があらゆる社会活動に参加できるよう、交通機関を利用するための施設整備プログラム等実施する。

国内調整委員会設置状況[15]

キューバ政府は、国連障害者権利委員会への政府報告の作成を円滑に進めるため、2010 年に、外務省及び労働・社会保障省が議長を務める作業部会を設置した。作業部会は、多数の政府機関、国家機関、 議会、、非政府組織（Non-Governmental Organization。以下、「NGO」という。）、及び OPD[16]の代表者で構成される。常設機関としては、1996 年の労働社会保障省決議第 4 号により設立された障害者支援全国評議会（Consejo Nacional para la Atención a las Personas con Discapacidad。以下、「CONAPED」という。）がある。

表 2 国内調整委員会の概要

機関名	概要
障害者支援全国評議会（CONAPED）	1996 年、労働社会保障省決議第 4 号により設立された常設の省庁間・機関間調整機関。労働・社会保障省が議長を務め、障害者分野に関連する国家機関や団体の代表者、及び OPD で構成される合議制の機関。国家障害者政策の策定を支援し、障害者の権利を保障するための行動、戦略、プログラムを促進、支援、奨励、監視、評価する。同評議会により、CRPD の政府報告が審議され、承認された。「障害者支援国家行動計画」を策定し、その実施状況を評価するとともに、障害者問題のあらゆる側面を分析・検討する任務も負う。

【地方政府行政】

キューバの行政区画は 15 の州（Provincia）と 1 つの特別自治体（青年の島）で構成されている。

[13] https://www.mes.gob.cu/(参照 2026-4-20)
[14] https://www.mitrans.gob.cu/(参照 2026-4-20)
[15] 政府報告（2014）に基づく。
[16] 4. 障害関連団体の活動概況で詳述する、キューバ運動・身体障害者協会（ACLIFIM）、全国盲人・視覚障害者協会（ANCI）、全国聾者・聴覚障害者協会（ANSOC））の 3 団体。

障害関連担当機関

機関名	概要
CONAPED の州・市支部	障害者支援プログラムの実施、及び地域の問題解決に向けた資源の公平な配分を確保するための地域開発計画の策定・実施を担当。
労働・社会保障省の地方事務所	中央省庁である労働・社会保障省は全州・市に地方事務所を持ち、各種社会保障サービスの申請受付や給付金の支給業務を実施。

2－2. 障害関連法令・政策文書

キューバ憲法（1976）の第 7 章「基本的権利、義務及び保障」は、本質的に、世界人権宣言やその他の国際人権文書に含まれる権利と整合し、人権及び基本的自由の原則の保障を規定している。障害者を具体的に規定した法律はないが、児童・青少年法、家族法、労働法、刑法などに、障害者の保護を保障する規定が含まれている。

法律名	憲法（Constitución）
施行年	2019 年[17]
概要	人権及び基本的自由の原則の保障を規定している。 第 42 条：障害を含む各種の事由による差別を明示的に禁止し、法の下の平等、同等の保護・取扱い、権利・自由・機会の平等を保障。

その他の障害者の権利と関係する主な法律には以下のものがある。

法律名	児童・青少年法（Código de la niñez, adolescencias y juventudes, Law No 178/2025）[18]
施行年	2026 年
概要	0 歳から 35 歳までの児童、青少年を、保護の対象ではなく、権利の主体として位置づけ、教育、保護、参加の権利を含む、障害のある児童及び若者の包括的な権利の保障を目的とする。 包括的な保護システムとして、7 つの専門分野（教育、保健、暴力からの保護、代替的養護、社会保護、予防及び早期介入、少年刑事司法）を包括する。施設からの脱却、家族による養育の促進、普通教育や社会への統合の支援に重点を置いている。憲法（2019）や家族法（2022）と整合している。

法律名	家族法（Código de las Familias , No156/2022）[19]
施行年	2022 年
概要	1975 年の家族法典は、「無能力者（すなわち障害者）（incapacitated persons (i.e. persons with disabilities)」といった用語を用いて障害を表現

[17] https://www.gacetaoficial.gob.cu/sites/default/files/goc-2019-ex5_0.pdf（スペイン語）（参照 2026-4-20)
[18] https://www.minjus.gob.cu/en/publicaciones/normas_juridicas#main-content（スペイン語）（参照 2026-4-20)）。
[19] https://www.gacetaoficial.gob.cu/sites/default/files/goc-2022-o99_0.pdf（スペイン語）（参照 2026-4-20)

	していた。新しい家族法は、子どもの数、出産方法、出産間隔などを自由かつ責任を持って決定する権利を有することを明記し、障害者については、自律性、自発的な支援、虐待からの保護を重視して、障害者の権利を強化している。厳格な後見制度を「支援付き意思決定」に置き換え、障害者が自身の介護者や生活形態を選択できるようにしている。

法律名	刑法（Ley 151/2022 Código Penal）
施行年	2022 年[20]
概要	国際条約の規定に沿い、障害者に対する差別的行為からの保護を追記し、障害者を含む社会的弱者の保護を強化している。

法律名	労働法（Ley No. 116, Código de Trabajo）
施行年	2013 年、2020 年改正[21]
概要	2013 年労働法では、労働における平等、及び、労働能力のあるすべての市民が、肌の色、性別、宗教的信条、性的指向、出身地、障害、その他人間の尊厳を損なういかなる差別も受けずに、経済のニーズに合致し、かつ自ら選択した雇用を、国家部門及び非国家部門の双方において得る権利を保障している。

政策名	社会保障法（La Ley 105 de Seguridad Social,　2009）、 社会保障法施行細則(Reglamento de la Ley de Seguridad Social　2014-2015, No 283/2009）
施行年	2009 年
概要	各種受給資格を厳格化し、急速な人口の高齢化と労働力減少に対処することを目的の 1 つとする。定年年齢の引き上げ、老齢年金受給のための保険料納付期間の延長が行われた。同時に、一時的及び恒久的な障害給付を規定し、障害のある労働者の就労の権利や保護を保障している。

政策名	脆弱な人々の司法への利用に関するブラジリア規則（Reglas de Brasilia sobre el Acceso a la Justicia de las Personas en Condición de Vulnerabilidad）[22]

[20] https://www.gacetaoficial.gob.cu/sites/default/files/goc-2022-o93_0_0.pdf（スペイン語）（参照 2026-4-20)

[21] https://www.gacetaoficial.gob.cu/sites/default/files/codigotrabajoactualizado_20022020.pdf（スペイン語）（参照 2026-4-20)

[22] https://www.cumbrejudicial.org/sites/default/files/2024-02/Reglas%20de%20Brasilia%20en%20Ingl%C3%A9s.pdf（参照 2026-4-20)

施行年	2008 年
概要	中南米諸国を中心に採用されている、脆弱な状況にある人々が公平に司法サービスを利用できるようにするための国際的なガイドライン。キューバにおける「障害」の定義の根拠を示す規則である。第 I 章第 2 節 (3) (7) に従って、「障害とは、経済的または社会的環境によって引き起こされたり悪化したりする可能性のある、恒久的または一時的な身体的、精神的、あるいは感覚的な欠陥であり、それによって日常生活における一つ以上の必須活動を行う能力が制限されるもの」と理解されている。

法律名	教育の包括的かつ無償の国有に関する法律（Ley de Nacionalización general y gratuita de la enseñanza)[23]
施行年	1961 年
概要	キューバの教育の基本原則として、いかなる差別もなく、すべての者に無償のインクルーシブな公教育制度への平等なアクセスを保障している。2023 年に「教育法」として制定が予定されている。

障害者関連政策

政策名	2016-2021 年における党と革命の経済・社会政策指針(Lineamientos de la Política Económica y Social del Partido y la Revolución para el período 2016-2021)[24]
施行年	2017 年
概要	社会モデルの強化と高齢化などの人口動態の変化への適応という枠組みの中で、障害者を含む脆弱な人々に対する社会保障制度の維持に取り組むガイドライン。社会包摂の促進と社会サービスの提供に重点を置く。

政策名	国家教育システムの第 3 次改善計画（III Perfeccionamiento del Sistema Nacional de Educación）
施行年	2011 年～
概要	国家教育制度の教育プロセスの質と有効性を高めるために実施された改革計画。第三次改善計画における障害者の教育計画は、特別な教育的ニーズのある学習者の成長に焦点を当てて、教育におけるインクルージョンの

[23]https://siteal.iiep.unesco.org/sites/default/files/sit_accion_files/ley_de_nacionalizacion_de_la_educacion.pdf（スペイン語）（参照 2026-4-20)

[24] https://planipolis.iiep.unesco.org/en/2017/lineamientos-de-la-pol%C3%ADtica-econ%C3%B3mica-y-social-del-partido-y-la-revoluci%C3%B3n-para-el-per%C3%ADodo-2016（参照 2026-4-20)）

	強化を促進する。個別指導、専門的な教員研修、通常学校への統合を重視し、多様性を価値あるものとして扱い、アクセスと支援を確保する。特別学校だけではなく、通常教育の現場における支援にも範囲を広げて、全国の学校で段階的に改善が導入され続けている。

政策名	障害者支援国家行動計画（Acción Nacional para la Atención de Personas con Discapacidad (1995-2016)）
施行年	1995 年～
概要	社会的包摂、リハビリテーション、教育に重点を置いた障害者を支援するための国家行動計画及び多部門連携戦略。1995 年以来、身体的、精神的、感覚的な障害に対処するため、複数の計画が実施されてきた。主な取組は、権利を保障するための国家委員会の設立、無料医療の確実な提供、個人を地域社会に統合するための「地域に根差したリハビリテーション（Community-based Rehabilitation。以下、「CBR」という。）」である。

2－3. 障害関連施策[25]

① 保健医療

保健医療サービスの享受は、憲法（第 50 条）及び公衆衛生法（第 45 号法、第 1 条、第 4 項）の下、すべてのキューバ国民の権利であり、質の高い医療サービスを無料で受けることが保障されている。2023 年 12 月に改定された公衆衛生法[26]は、従来からの予防・検診、地域密着型のケアに重点を置き、国が運営する無料の普遍的医療制度を強化するとともに、生殖に関する権利や尊厳ある死の選択肢を含む患者の権利を強化している。また同法は、パンデミックや気候変動を踏まえて「ワンヘルス」原則[27]を導入し、健康の社会的決定要因、分野横断的な連携の必要性を言及している。デジタルトランスフォーメーションの導入も含まれている。同法は、OPD を含む、多くの NGO、医療従事者、弁護士、学者、議員等、多くの関係者の議論を踏まえて作成された。キューバでは民間医療は行われておらず、すべて公的サービスである。

<u>健康状態</u>

キューバは、進んだ包括的な一次医療プログラムを有し、平均寿命が延伸し、母子保健や感染症、栄養改善の分野で顕著な成果を上げてきた。政府報告によると、キューバの子どもは 13 種類の疾病に対する予防接種を受けており、接種率は世界でも最高水準にある。近年は、急速な人口の高齢化も相まって、疾病構造は変化し、2013 年、2023 年とも死亡原因の第 1 位は、虚

[25] 政府報告（2014）と質問回答（2019）、複数のパラレルレポート（2019）、及び関連省庁の政策や計画、ドナーの関連報告書に基づく。

[26] https://p4h.world/app/uploads/2024/08/Ley_No_41.x69485.pdf(参照 2026-4-20)。

[27] 人、動物、植物、環境の最適な健康を、予防・管理・危険への迅速な対応を通じて実現し、そのために地域レベルから国レベルまで分野横断的・学際的に協力する戦略。https://www.granma.cu/cuba/2025-04-23/solo-se-puede-lograr-el-paradigma-de-una-sola-salud-trabajando-unidos-23-04-2025-00-04-13（参照 2026-8-20)

血性心疾患、第 2 位は脳卒中であった[28]。2023 年の死因第 3 位は下気道感染症、第 4 位は慢性閉塞性肺疾患（chronic obstructive pulmonary disease）、第 5 位は肺がんであり、非感染症疾患に対する保健医療体制の改善・強化が喫緊の課題である。

障害の原因に関する研究は推進されるとともに、ICF を適用するためのキューバ独自のシステム開発が進展している。

医療サービスの提供状況

キューバでは、独立以降、医療サービスの提供について、疾病の予防に重点をおかれてきた。包括的な一次医療が全国で展開され、家庭医が家族健康記録を管理し、国内のすべての地域診療所であるポリクリニック（Policlinico）には知的障害者の登録簿が保管されている。これらの登録簿は、一次医療の専門家によって作成・更新されている。近年は、がんの早期発見等の画像診断能力の強化や、情報通信技術（Information and Communication Technology: ICT）を活用した効果的な医療サービスの提供など、デジタル化に取り掛かっている。しかしながら、長年にわたる米国の経済制裁の影響等による外貨及び物資不足で、医療機材の更新が適切になされていない。院内の情報通信機材やネットワークの脆弱性、医療情報の不十分な管理体制などの課題がある。

パラレルレポートによると[29]、OPD が保健省と連携し、障害予防に向けた情報提供、予防、研究、教育、コミュニケーションに関する戦略を策定し、加盟団体のメンバー及び一般市民に啓発活動を行っている。障害者への技術支援プログラムは優先的に実施されているが、需要をすべて満たすことはできず、障害者が個人の自立を達成し、生活の質を向上させるためのニーズに見合っていない。この原因としてキューバの経済状況が挙げられ、経済制裁によって車いす製造に必要な資材の輸入ができないことが事例として挙げられている。

障害者権利委員会が 2019 年に採択した総括所見では、障害者への医療サービスへのアクセスがいまだ不足しており、特に農村部の障害者に性と生殖、健康に関する情報へのアクセス、及び他の者と平等の医療サービスへのアクセスを保障する措置を実施するよう勧告している。

医療サービスへのアクセス

包括的な一次医療サービスを持つキューバでは、地方部においても医療サービスへのアクセスは比較的良い。一人当たり医師数は世界トップクラスであり、医療先進国として、医師を世界に派遣してきた実績がある。政府は、すべての人々の機会均等を促進する政策やプログラムを通じて、医療サービスへのアクセスを保障しており、障害者に対する専門的かつ個別化されたケアを行っている。政府報告によると、障害者に対する国内の医療サービスは、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、それぞれを対象としたプログラムや、リハビリテーションプログラム、家庭医・看護師プログラムなどが実施されている。保健センターには、聴覚・視覚障害者のケアを行う多職種チームが配置されており、専門病院では、個別のニーズに応じたケアが提供されている。

[28] https://www.healthdata.org/research-analysis/health-by-location/profiles/cuba（参照 2026-4-20）。
[29] Cuban Association of Physical Disabled Persons (ACLIFIM) (2019).

知的障害者支援プログラムは 1963 年から実施されており、学習障害の医療専門家を通じて、重度の知的障害のあるあらゆる年齢層の人に支援が保障されている。こうした専門家は、必要なサービスに加えて、社会的包摂につながる社会福祉やリハビリテーション、心理教育学的支援の提供も行っている。医療施設への交通上のアクセスの改善も行われている。

リハビリテーションは、すべてのポリクリニック、一次医療施設、病院、高度専門センターを網羅する包括的なネットワークを通じて、無料で提供されている。リハビリテーション分野の人材育成プログラムも展開されている。政府報告によると、リハビリテーションは、594 の専門施設で提供されており、そのうち 420 は一次医療施設にあり、障害に対する啓発と予防に重点を置いている。他の 90 は病院に、11 は研究所、24 は心理教育医療センターに、45 は老人ホームに設置されている。遠隔地には、CBR のためのテレビ室が 1,578 箇所設けられている。

支援機器

リハビリテーションの過程及び障害者の生活の質の向上において支援機器が果たす役割を重視し、装具、補聴器、視覚補助器具、移動補助器具などの国内生産及び輸入に関するプログラムが実施されている。全州に技術的な装具製作所を設立し、支援ネットワークを改善している。身体障害 OPD 連合会のパラレルレポートによると[30]、保健省と連携し、保健省から提供された車いす、脇杖、前腕杖、大人用歩行器、幼児用歩行器、便座、高さ調節可能な杖等を配布している。視覚障害 OPD 連合会のパラレルレポートによると[31]、移動に不可欠な物品の調達や費用負担は、保健省を通じて政府が担っている。政府から連合会に提供された白杖は、輸入費用がかかるが、必要とする人々に手頃な価格で提供されている。高度な矯正眼鏡のような視覚補助具の入手は、政府の補助金制度の対象となっている。

健康保険

キューバの医療サービスはすべて公的サービスであり、政府によって無料で提供されている。国家予算を主な財源としており、公的健康保険制度はない。

② 教育

法整備状況

キューバでは、憲法において、教育はすべての国民が等しく持つ普遍的権利であり、国家が放棄しない義務として無償で提供されると定めている。教育省が管轄する教育制度は、人種、性別、社会的出身による区別なく、また障害者には細心の配慮を払いながら、すべての子どもたちの多面的かつ調和のとれた全人的な発達に重点を置いて行うとされている。また、専門的な支援を必要とする児童及び青少年に対しては、特別支援教育を含め様々な種類の教育を提供することによって、公平性の原則、教育を受ける権利、差別されない権利、児童の最善の利益を保障している。

[30] 同上
[31] National Association of the Blind (ANCI) (2019).

就学状況

2012 年の国勢調査では、登録されている障害のある子どもと青少年は約 41,347 人である。視覚障害児と知的障害児が全体の 57%を占め、農村部で多く見られる。キューバには 355 の特別学校があり、2017～2018 年度には 33,975 人の障害のある子どもと青少年が在籍していた。このうち 81%が知的障害児であった。

インクルーシブ教育

教育の包括的かつ無償の国有に関する法律（1961）では、いかなる差別もなく、すべての者に無料のインクルーシブな公教育への平等なアクセスの提供を保障している。専門的な支援を必要とする児童・青少年を対象とした特別支援教育や個別の教育モデルを提供することで、子どもの教育を受ける権利を守り、教育へのアクセスとインクルージョンの機会を拡大して、子どもの最善の利益を保護している。質問回答（2019）によると、全国に 10,688 の教育機関があり、そのうち 355 校が特別学校（escuela especial）である。特別学校に限らず、すべての教育機関は障害のある生徒を受け入れることが可能であり、生徒のニーズと可能性に基づき、合理的配慮が講じられている。通常教育の現場におけるインクルーシブな取組の導入促進の一例として、障害のある生徒のケアに関する方法論的ガイドラインの策定や通常教育機関の教員向けの専門研修コースの設計・開発、教員向け支援教材の作成、障害のない生徒に対する手話や点字、及び歩行訓練（orientation and mobility）に関する指導が行われている。

しかしながら、総括所見は、分離された教育形態が依然として存在し、子どもたちが、他の者と平等に質の高いインクルーシブな教育を受ける権利を享受する障壁に直面していること、障害のある子どもや成人学習者が高等教育にアクセスするには、個別支援の欠如が一因として現実的な課題が残っていることに懸念を表している。

特別学校

キューバでは、専門の支援を必要とする児童・生徒の教育の権利、機会を保障するために、特別支援教育の充実が図られてきた。専門分野ごとのカリキュラムが開発され、特別教室や診断・指導サービスなどの支援システムが構築されてきた。特別学校における予防、早期発見、治療、リハビリテーションの仕組みも整備され、専門分野に応じて、眼科医、聴覚学者、耳鼻咽喉科医、精神科医によるケアが提供されている。特別支援教育教員に対しては、体系的かつ包括的な研修が行われている。政府報告によると、特別学校は全国に 355 あり、障害のある児童・生徒の約 85%が、特別学校に通学している。特別教育においては、障害のある児童・生徒の学習を円滑にするため、以下の合理的配慮がなされている。

- 視覚・聴覚障害のある生徒に対する試験時間の延長、状況に応じた個別口頭試験の実施。
- 高等教育の進学を希望する学生に対する追加の個別支援の提供。
- 高等教育を除く教育段階における聴覚障害のある生徒の英語学習の認定（省令）。
- 視覚障害のある生徒に対する特定の体育の授業の免除。

- 盲及び弱視の生徒がいる学校への歩行訓練指導員の配置。
- キューバ手話通訳者の養成（省令）
- 身体機能に制限があり、かつ重度のコミュニケーション障害のある生徒を対象とした補助・代替コミュニケーションシステムの活用に関する教員研修。

質問回答（2019）によると、「障害児が特別学校に就学することは義務ではなく、通常教育へのインクルージョンに必要なスキルを養うための一時的措置とみなされ」「社会から高く評価されている」と回答している。

③　ジェンダー（障害女性等）

法整備状況

キューバでは、憲法において性別による差別を禁止している。障害女性も女性全般のエンパワメントのために政府が採択したあらゆる法制度において権利を保障されている。「女性差別撤廃条約（the Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination Against Women。以下、「CEDAW」という。）」に最初に署名し、2 番目に批准した国である。キューバ女性連盟（Federation of Cuban Women。以下、「FMC」という。）[32]は、キューバにおける女性の地位向上のための国家メカニズムであり、ジェンダーの視点に立った女性の地位向上のための政策を推進・奨励し、必要に応じて国家機関や OPD と連携して活動を調整している。他方、総括所見は、医療介入に関する事前同意の要件から障害者を免除するリスクがあり、障害女性のための強制入院や不妊手術を含む医療介入を法定後見人が許可する可能性があることを懸念し、障害者自身が意思決定するための支援メカニズムの提供を勧告している。

障害女性の状況

政府報告によると、6 万人以上の女性障害者が OPD に所属し指導的立場に就いている。市町村レベルでは約 45%が、州レベルでは約 40%が、国レベルでは約 35%が女性の指導者である。全国レベルの最大組織であるキューバ運動・身体障害者協会（Cuban Association of Persons with Motor and Physical Disabilities。以下、「ACLIFIM」という。）では女性が会長を務めている。女性が男性と対等な立場で、経済、政治、社会、文化のあらゆる分野への参加を奨励して、手話通訳の利用を認める規定や、保育所への入所割当に働く母親の子どもを優先する規定が設けられている。FMC の女性・家族相談センターは全国で 175 カ所あり、多職種チームによる支援のもと、障害女性に重点を置いた研修プログラムや、聴覚障害者の親族を対象とする手話入門講座などが無料で提供されている。雇用に関しては、2,000 人近い障害女性が様々な専門作業所で作業を行い、作業所と FMC が連携してケアを行っている。また、スポーツの分野では、パラリンピックにおいて女性アスリートが複数の金メダルを獲得するなど活躍してきた。

[32] https://cubaplatform.org/federation-cuban-women（参照 2026-4-20）

④　職業訓練、雇用、就労

法整備状況

キューバでは、労働権はすべての市民の権利として憲法で保障されている。労働の権利を規定する基本原則として、「労働における平等、及び、労働能力のあるすべての市民が、肌の色、性別、宗教的信条、性的指向、出身地、障害、その他人間の尊厳を損なういかなる差別も受けずに、経済のニーズに合致し、かつ自ら選択した雇用を、公的部門及び非公的部門の双方において得る権利」、「労働は、提供された製品やサービス、労働の質、または実際の労働時間に基づき、いかなる差別もなく報酬が支払われる」、と規定されている。雇用政策においても、いかなる差別もない雇用機会の平等、雇用の自由な選択、社会保障の基盤としての雇用、同一価値の労働に対する同一賃金、児童労働の禁止等を定めている。障害者の雇用については、機能的能力、適応能力、及び就労意欲に応じた雇用へのアクセスを保障している。

就労状況

2012 年の国勢調査では、全就業者数 5,022,303 人のうち、障害者は 158,120 人であり、全体の約 3%であった。労働・社会保障省は、障害者の就職について、OPD と緊密に連携している。政府報告によると、2009 年から 2013 年までの 5 年間で、3,536 人の障害者（うち 1,067 人は女性）が職を得た。労働者の障害の特性に配慮して労働時間を短縮する規定も設けられている。 身体及び運動機能に部分的な障害がある人に対する労働時間の短縮、障害が認定されたために従来の職務を遂行できなくなった労働者の配置転換、訓練または再訓練、労働災害または職業病によって障害が生じた場合の年金の 20%の増額等も規定されている。

パラレルレポートによると[33]、身体障害のある 15,339 名の会員が労働しており、そのうち 11,665 名がフルタイムで就労している。移行作業所で働く 717 名は、技能を習得した後に正規雇用への移行を目指している。196 名は在宅勤務、残りの 2,761 名は様々な形態で自営業を営んでいる。視覚障害を持つ就労年齢の会員は 9,087 名であり、4,313 名が労働している。そのうち 562 名は特別作業所（special workshops）で、2,460 名は一般事業所、19 名は在宅、632 名は自営業に従事している[34]。

職業訓練

障害者の雇用を確保するための取組として、キューバには 150 の特別作業所があり、何らかの障害がある障害者が就労している。これらの作業所は国の補助金を受けて ACLIFIM が 33％を、全ろう者・聴覚障害者協会（National Association of Deaf and Hearing-impaired Person。以下、「ANSOC」という。）が 31%を、全国盲人・視覚障害者協会（National Association of Blind and Visually Impaired Persons。以下、「ANCI」という。）が 26%を運営している。作業所で就労している労働者の 10%は知的障害があり、個別かつ専門的な対応を受けている。障害者はその成果に応じて収入を得ている。これらの作業所での仕事は、一時的なものであり、

[33] Cuban Association of Physical Disable Persons (ACLIFIM) (2019)
[34] National Association of the Blind (ANCI) (2019)

職業的・社会的スキルの開発や一般事業所での就労準備が行われる。一般事業所に雇用された障害者は、必要な場合、当該業務の遂行における障害の程度や機能上の制限を考慮し、必須の技能を習得することを目的として、最長 6 か月間の実地研修（on-the-job training: OJT）を受ける。 この期間中の報酬は、その職位に付随する賃金と同額と規定されている。

キューバの職業訓練校は、13 歳以上の青少年を対象に全国で約 50 校運営され、約 2,500 人が在籍している。パラレルレポートでは[35]、特別学校は、初等・中等教育修了後に、障害のある青少年を職業訓練校へ送り出し、その職業的発展を制限しているとともに、障害のある児童・青少年に対するスティグマや差別を助長している指摘している。一般的に、学習課程は 15 歳から 16 歳で終了し、高等教育を継続する機会は与えられていない。これらの施設で取得する職業資格は、労働市場において最も賃金の低い職種であり、青少年の職業的志向に基づくものではないと批判している。

⑤　社会保障、障害福祉サービス

法整備状況

憲法は、全国民に適切な生活水準と社会的保護を保障する国家の責任を明示的に規定している。また、このための社会保障制度の確立、及び年齢、障害または疾病のために就労できない労働者に対する保護、並びに就労できない、あるいは支援できる親族がいない貧困及び困窮している高齢者に対する社会扶助による保護を規定している。具体的には、社会保障法及び社会保障法施行細則によって、社会扶助制度における資力調査に基づく障害者給付、障害児の親に対する補助金、障害年金がある[36]。障害者雇用プログラムを通じて就労を希望する人に対する就職紹介も行われている。また、働く女性の出産に関する法律（2003 年政令第 234 号）は、特別なケアを必要とする何らかの障害児を持つ親の保護を規定している。労働法及び社会保障規則は、労働災害や事故または疾病による一時的な障害に対する障害給付として、給与の 80%を 6 か月間、最長 1 年間の支給を含む障害手当や雇用保護を規定している。雇用主にはリハビリを終えた個人に元の職務への復帰か、職務内容を調整して雇用する義務が課されている。

サービス提供の実態

政府報告によると、2013 年度は、39,582 人の障害者が社会扶助を受給している。また、働く女性の出産に関する法律（2003）により、重度の障害のある子どもの母親 4,200 人が給付を受けた。一人暮らしの障害者は、在宅ケアサービスの対象となり、ソーシャルワーカーが受給者の自宅で、基本的な身の回りの世話や家事、社会的ケアサービス等を受けている。重度の知的障害のある者（intellectual disabilities）は、全国的な心理教育医療センター（psycho pedagogical medical centres）のネットワークが提供する、施設入所（居住型）（residential care

[35] Cultura Inclusiva-Cubalex (2019)

[36] 社会保障省が規定する社会保障制度は、一般社会保障制度、社会扶助制度、特別制度の 3 つから構成されている。社会扶助制度は、労働不能で、かつ支援できる親族がいない者を保護することを規定している。

(institutionalization))またはデイサービス(半居住型)(day services (semi-residential))のケアを受けることができる。これらの施設には、多職種チームが配置されており、事例検討と包括的な評価の実施を含む外来サービスを提供している。 国内には全体で約 2,400 床を有する 30 の入所施設があり、1,000 人の利用枠を持つデイサービスがあり、遠隔地を含む地域全体をカバーしている。社会福祉施設への入所要件の遵守状況の確認や入所許可は、心理教育医療センターや老人ホームを監督する県委員会によって行われている。

パラレルレポートによると[37]、福祉施設の入居数や入居となった理由、特に精神障害(psychosocial disability)のある成人の収容施設における生活状況について十分な報告がされていないことに懸念が表明された。また、成人障害者の施設入所を解消し、社会への完全な参加を保障するための政策や取組の必要性が指摘されている。

⑥　運輸交通、都市開発(アクセシブルなまちづくり等)

法整備状況

キューバ政府は、障害者が可能な限り自立して自由に移動する権利を認めている。アクセシビリティは、「障害者支援国家行動計画」の対象分野の一つである。国家行動計画は地方の計画に反映され、OPD や地方自治体による取組が含まれている。政府報告によると、運輸省は、障害者が交通機関を利用するための施設整備プログラムを実施している。アクセシビリティの促進に向けた取組の一環として、公共交通機関における障害者用座席の確保、車いす用スペースの設置、OPD の会員への公共交通機関の運賃割引サービス、及び障害者が自由に移動できる十分な幅を持つ通路の公共空間への設置といった措置が優先的に行われてきた。建築関係のアクセシビリティは、建築技術基準(Technical Standard NC 391)[38]が策定されている。この基準は、障害者が物理的な空間やサービスにアクセスできるようにするための設計及び建築要件を定めて、障害者のインクルージョンという新しい社会概念に基づいて適用されている。

バリアフリー化の実態

政府報告によると、2017 年には、建設関係のアクセシビリティ基準が、834 件のプロジェクトに適用された。そのうち、240 件は観光部門、110 件は保健部門、72 件は住宅建設部門、199 件は社会事業関連、213 件はその他の施設に関するものであった。運輸業界においては、 交通運賃の 50%割引、優先席 2 席の指定、代替乗降口などのサービスが多くの施設で提供されている。航空分野では、障害者に対する適切な用語の使用や、空港の標識の改善、客室乗務員による口頭説明以外の方法での安全デモンストレーションの実施が義務付けられている。施設の改善、建築上の障壁の除去、トイレへの手すりの設置、公共交通機関への車いす用の固定具の設置など、旅客ターミナルの改修が進行している。障害者と接する公共交通機関の職員に対しては、キューバ手話の導入やイラスト入りの広告、ラジオ放送など包括的な技術研修コースが

[37] Cultura Inclusiva-Cubalex (2019)

[38] 政府報告によると、国際標準化機構(International Organization for Standardization: ISO)の国際規格に沿って体系的に更新されている。

実施されている。

パラレルレポートによると[39]、現行の建築基準や道路交通安全法の国内法や国内基準は、国際基準を満たしておらず、障害者のアクセシビリティは十分に保障されていないと指摘されている。

⑦ 情報アクセシビリティ

現行のキューバ憲法及び国内法は、権利と自由の行使、言論及び報道の自由の享受を保障している。これらの権利を行使するために、情報通信技術は障害者を含むすべての人に有用であり、これらの技術にアクセスする権利をすべての国民が有するとしている。政府報告によると、障害者を含む市民が、コミュニティセンターや学校、大学、図書館、地方・州・国の政府機関、芸術・文化センターなどの機関を通じて情報にアクセスできるよう、政府は財政的・技術的努力を行ってきた。障害者による利用を促進するために、次の取組を実施している。身体障害のある人々には、建築上の障壁の特定と排除を行う取組を実施、視覚及び聴覚障害者には技術を学んで利用しやすい施設の創設と整備及び学習プロセスを支援するツールを用いた授業計画の作成、視覚障害者のための「アウラス・ティフロテクニカス（視覚障害者用教室）」と呼ばれるコンピュータ・ラボの整備[40]、聴覚障害者の支援では、教員向けの手話研修プログラムを実施している。通信のアクセシビリティを向上させる戦略としては、聴覚障害者のための専用電話の設置、地域レベルの OPD へのインターネット及び電子メールの利用環境の提供、国営公共テレビでのクローズドキャプション[41]が導入されている。ANSOC とキューバ放送テレビ局との協定により、通訳・字幕サービスの教育番組が提供されている。

総括所見では、公的・民間メディアの両方において、イージーリーディング、わかりやすい版（lenguaje sencillo/plain language）、字幕、手話、点字、音声説明、触覚、補助、代替コミュニケーション手段などのアクセシブルな形式や情報・コミュニケーション技術の情報提供が不十分であること、また、障害者による情報通信技術へのアクセス不足についても懸念が表された。さらに、手話の訓練を強化し、手話を公用語として認めることを推奨している。

⑧　防災

キューバでは、憲法に基づきリスクや自然災害への対応に関する政策枠組が整備され、障害者保護及び安全対策を講じた防災計画が策定されている。大型ハリケーンなどの自然災害を経験し、強固な防災システムを持つ防災大国である。防災を担当する政府中央機関は、国家民間防衛総参謀部（Estado Mayor Nacional de la Defensa Civil: EMNDC）である。地方では、キューバ市民防衛機構（Organización de Defensa Civil de Cuba）が災害リスク軽減計画を策定し、障害者のケアが考慮されている。地域住民のニーズや特性を事前に評価し、災害や緊急事態

[39] Cultura Inclusiva-Cubalex (2019)
[40] ヘッドフォンを装備していることからの呼称。国内のすべての州に整備され、16 か所のラボが稼働中。コンピュータの利用や資料の印刷など多様なサービスを提供している。
[41] 聴覚障害者のための各種テレビ番組の字幕付け。

が発生した場合に、障害者に個別化されたケアを提供できるように準備している。事前評価の情報はリスク軽減管理センターにまとめられ、意思決定に役立つツールとなっている。緊急事態の際は、全住民、特に特別な対応を必要とする障害者に対して、適切なケアが提供できるように、病院、保健センター、ポリクリニック、避難所には、非常用発電機と、水、食料、医薬品、その他の医療用品が備蓄されている。OPD は、災害時の行動計画策定において積極的な役割を果たしてきた。OPD の参加を得て、災害発生時のリスク予防を目的とした「Ciudades Preparadas」(「備えの整った都市」)プロジェクト(2015-2017)が実施された[42]。3,000 人以上の障害者とその家族を含む地域住民を対象に、災害時の対応手順を定めた文書を含む、災害時対応ツールが作成された。ヒューマニティ・アンド・インクルージョン(Humanity & Inclusion。以下、「HI」という。)などの組織は、地元のパートナーと協力し、障害者が災害リスク管理に確実に組み込まれるよう取り組んでいる。

総括所見では、障害者の間で、リスクや人道緊急事態における障害者支援の手順や内容の認識が不足していること、災害状況下での障害者支援に関するハンドブックの配布が限られていること、障害者がアクセスしやすい形式のコミュニケーションツールや情報の不足が懸念として示された。手話を含むアクセス可能な早期警戒システムを通じたリスク軽減のためのプロトコルの策定、特に農村部に住む人々に焦点を当てたイージーリーディングと点字での情報の提供、救急隊員への障害者対応の研修の継続が勧告された。

[42] サンティアゴ・デ・クーバ、グアンタナモ、バラコアの自治体が対象であった。

3. 国際条約及び国際協力等の実績

3－1. CRPD 批准による対応状況[43]

キューバ政府は 2007 年 4 月 26 日に CRPD に署名し、同年 9 月 6 日に批准している。選択議定書には批准していない。2014 年に国連障害者権利委員会に政府報告書を提出した。建設的対話を経て、2019 年に国連障害者権利委員会は総括所見を採択した。

総括所見では、障害者の支援のために講じられた政策的措置、特に新憲法の採択（2019）、障害者の政治及び公職への参加、特に人民権力全国議会や市議会などの公選職への就任、特定の基準を満たす障害者への基本的な生活必需品（電気、交通、自宅の改装など）に対する補助金の提供、学校における代替情報通信技術の利用拡大の取組、障害者の生計と雇用機会を促進するための政策と戦略が評価された。一方で、条約の議定書の批准を検討するよう勧告した。さらに、条約を国内法に完全に組み込むための迅速な国内法の見直し、障害者の権利保護に関する国内法の採択、人権モデルに沿った障害の評価、障害者の権利の主流化を強く提言している。次回の政府報告提出期限は 2025 年であったが、本調査の時点では提出されていない。

3－2. マラケシュ条約実施状況

キューバ政府は 2026 年 3 月 4 日にマラケシュ条約（視覚障害者等のための著作物へのアクセスを促進するための条約）に加入した。2026 年 6 月 4 日に発効した。政府報告（2014）では、マラケシュ条約の批准に向けて国内で調整中と報告されていた。2019 年の視覚障害 DPO 協議会からのパラレルレポート、及び国連障害者権利委員会の総括所見では、マラケシュ条約の批准が提言されていた。条約の発効に伴い、国内での実質的な取組の促進が期待される。

3－3. SDGs 関連政策における障害分野の取組

国連統計局 SDGs（Sustainable Development Goals。以下「SDGs」という。）指標データベースによると、キューバ政府から障害者に関する指標は 1 つも報告されていない[44]。

キューバ政府は、2021 年に各国政府が SDGs の達成状況や政策の進捗を国連のハイレベル政治フォーラムに報告する自発的国家レビュー（Voluntary National Review。以下、「VNR」という。）を行った。第 1 回 VNR 報告書（2021）によると、インクルーシブ教育、職業訓練、社会保障を通じて障害者を社会に統合することを重視している。アクセスしやすい公共空間の整備やインクルーシブ雇用の拡大、障害者の権利を確保するための国家政策を SDGs の目標 4、10、11 に整合させることなどが含まれている。

[43] https://tbinternet.ohchr.org/_layouts/15/TreatyBodyExternal/Countries.aspx（参照 2026-4-20）
[44] https://unstats.un.org/sdgs/dataportal/countryprofiles/cub（参照 2026-4-20）

３－４. その他の障害と開発分野に関連する国際条約の批准・取組

キューバ政府は、CEDAW を 1980 年に批准した。最新の総括所見は 2024 年に採択されており、障害女性や農村部の女性、貧困状態にある女性など周縁化された女性を対象として条約に基づく人権及び権利行使のための法的救済措置の強化、ジェンダー差別の撤廃、政治への参加、教育への公平なアクセス、情報へのアクセス、インクルーシブな雇用、障害別データの整備等を勧告している。

キューバ政府は、子どもの権利条約（Convention on the Rights of the Child）を 1991 年に批准した。最新の総括所見は 2022 年に採択されており、障害児に関する細分化されたデータ収集のための包括的な戦略の策定、障害のある児童の保護、インクルーシブ教育や保健サービス、社会保護、スポーツ施設・プログラム、芸術・文化へのアクセス促進に向けた具体的な法整備と政策・プログラムの実施を勧告している。

また、キューバ政府は、障害者が適切な職業リハビリテーションを受け、他の者と平等に雇用機会へアクセスできるよう、各国に対して国家政策の策定と実施を求める国際条約である障害者の職業リハビリテーション及び雇用に関する条約（国際労働機関 159 号条約）[45]を批准していない。

３－５. 障害と開発分野の国際協力実績（JICA、国際機関、二国間援助機関、国際 NGO 等との協力実績）

• 日本政府[46]

【草の根人間の安全保障無償資金協力】

・ カマグエイ県カマグエイ市特別支援学校機材整備計画（2019）
・ ハバナ県ハバナ・ビエハ区社会福祉施設機材整備計画（2018）
・ グランマ県 2 市における障害者の就労機会向上のための特別支援学校及び職業 訓練学校への機材整備計画（2015)
・ カマグエイ県身体障がい者施設設備改善計画（2011）

• 他ドナー

【国際機関】

国連児童基金（United Nations Children's Fund: UNICEF）

・ 職業訓練学校プログラム（Vocational Schools program）（2020～2024）[47]
・ 子どもと青少年への専門的支援の提供のための教師と学校長の能力強化 (Strengthening capacities of teachers and principals to provide specialized care to children and adolescents)[48]

[45] Vocational Rehabilitation and Employment (Disabled Persons) Convention、1983 年発効。
[46] JICA 国別事業一覧（https://www.jica.go.jp/oda/regions/america.html）、外務省国別約束情報（https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/zyoukyou.html）を基に記載。
[47] https://www.unicef.org/cuba/en/adolescent-training-vocational-schools（参照 2026-4-20）.
[48] https://www.unicef.org/cuba/en/attention-disability, https://www.unicef.org/stories/learning-without-limits-inclusive-

・ 子どもの発達地域基金の創設（Foundations for a Local Fund for Early Childhood Development (FLODI)（～2025）
・ 児童状況把握ツールの設計・検証（Designed and Validated the Childhood Characterization Tool)（～2025）[49]

国連教育科学文化機関（United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization: UNESCO）

・ 未来を変革するプロジェクト（Transforming Futures）（2025～）[50]
・ インクルーシブ教育システムの開発（Developing inclusive education systems）（2022～）[51]

ILO and Cuba

・ 職業・リハビリテーション・センターの近代化及び質の高い職業訓練を提供する能力の向上を目的としたザンビアとキューバの専門家による技術評価及び相互視察（Technical assessments and exchange visits between Zambian and Cuban experts to modernize the center and to enhance its capacity to provide high-quality vocational training.

【二国間援助機関】

欧州連合（European Union）

・ 複数年指標プログラム 2021-2027（Multi-annual Indicative Programme）（2021～2027）[52]

ドイツ大使館（German Embassy）／Handicap International（HI）

・ ピナル・デル・リオ州における女性、若者に焦点をおいた障害者のリーダーシップ強化（Strengthening the leadership of people with disabilities in the Province of Pinar del Río, with special emphasis on women and young people）（2024）

カナダ政府（Government of Canada）／国連世界食糧計画（The United Nations World Food Programme: WFP）／UNICEF[53]

・ 包摂的な食料安全保障と栄養支援（Supporting inclusive food security and nutrition in Cuba）（2025～2029）

【国際 NGO】

Humanity & Inclusion[54]

education-gives-children-room-grow-cuba（参照 2026-4-20）.
[49] https://www.unicef.org/cuba/en/inclusive-education-in-cuba（参照 2026-4-20).
[50] https://www.unesco.org/en/articles/unesco-strengthens-education-sustainable-development-cuba-through-technical-support-sector（参照 2026-4-20）.
[51] https://www.unesco.org/en/articles/developing-inclusive-education-systems-what-we-know-and-what-we-do-improve-learning-students（参照 2026-4-20）.
[52] https://international-partnerships.ec.europa.eu/system/files/2022-01/mip-2021-c2021-9130-cuba-annex_en.pdf（参照 2026-4-20）.
[53] https://www.canada.ca/en/global-affairs/news/2026/02/canada-provides-assistance-to-the-people-of-cuba.html（参照 2026-4-20）.
[54] https://www.hi-us.org/en/news/cuba-improving-the-living-conditions-of-people-with-disabilities-and-their-families（参照 2026-4-20）.

・　地域に根ざしたリハビリテーションプロジェクト（Community-based rehabilitation project）（2016～）[55]

・　生活環境の包括的回復と家族・自治体のレジリエンスの強化（Inclusive recovery of living conditions and strengthening of the resilience of the families and municipalities）（2022～2024）[56]

Joni and Friends[57]

・　キューバのための車いすプロジェクト（Wheels for the World Cuba project）（2014～）[58]

[55] https://www.hi-us.org/en/news/cuba-improving-the-living-conditions-of-people-with-disabilities-and-their-families（参照 2026-4-20）.
[56] https://www.handicapinternational.be/sn_uploads/federation/country/pdf/2024-12-Country-Sheet-External-Long-CUBA-EN.pdf（参照 2026-4-20）.
[57] https://www.hi-us.org/en/news/cuba-improving-the-living-conditions-of-people-with-disabilities-and-their-families（参照 2026-4-20）.
[58] https://www.hi-us.org/en/news/cuba-improving-the-living-conditions-of-people-with-disabilities-and-their-families（参照 2026-4-20）.

4. 障害関連団体の活動概況

4－1. 障害当事者団体の活動概要

キューバの OPD の取組は、啓発、教育、技能開発、政策提言など多岐にわたる。古くから活動している団体、特に、ACLIFIM、 ANCI、ANSOC の 3 団体は、キューバ政府と密接な連携をとり、障害関連法の策定や改定の協議、障害施策の実施に大きく関わっている。上記 3 団体は、CRPD のパラレルレポートを提出している。他の OPD によるパラレルレポートによると[59]、上記 3 団体は、政治色の強い定款で規制されており、イデオロギーが一致しない場合には、これらの団体からの支援の享受を妨げることがあると懸念している。また、キューバの OPD は、政府からの予算配分制度の下、地域レベルにまで及ぶ大規模な組織構造を有して運営されている団体もあり、結果的に国家に依存していると指摘している。

団体名	概要
キューバ運動・身体障害者協会（Cuban Association of Persons with Motor and Physical Disabilities: ACLIFIM)	1980 年設立。1,884 の草の根組織、168 の自治体、15 の州にまたがる全国ネットワーク組織。身体・運動機能に障害のある人々を組織、代表して、人権擁護、障害者の社会的包摂の推進を目的とする。全国規模の年間及び 5 カ年目標・計画を作成し、研修・教育システムを持つ。技能を持ち、就職を希望するすべての会員は、労働・社会保障省の障害者雇用プログラムを通じて就職を実現することができる。国連障害者権利委員会へのパラレルレポートを提出。本部、障害者リファレンスセンター、全国研修センター、車いすやその他の移動補助具の修理を行う 2 つのワークショップ、全国 15 州の事務所、130 の市町村事務所を有する。
全国盲人・視覚障害者協会 (National Association of Blind and Visually Impaired Persons: ANCI) https://www.facebook.com/ancidecuba	1975 年設立。会員数は 30,526 名（2019 年時点）。国内全州に支部を置き、各自治体に代表者を配置。全国の視覚障害者及び弱視者を組織化し、最大限の社会的包摂を実現し、その実現に向けて国民や国内機関との連帯を深めることを目的とする。目的達成のために、リハビリテーション、適切な雇用関係の構築、政治・社会活動への参加、文化活動、啓発、教育活動に参加し、会員支援のための仕組みの確立を提案している。運営組織のメンバーは、各レベルにおいて選挙で選出され、任期は自治体で 2 年半、州及び全国レベルで 5 年である。国連障害者権利委員会にパラレルレポートを提出。

[59] Cultura Inclusiva-Cubalex (2019)

全国聾者・聴覚障害者協会 (National Association of Deaf and Hearing-impaired Persons: ANSOC) http://www.laodeaf.org	1978 年設立。ろう者・難聴者のコミュニティを代表し、社会への一層の統合に向けて、生活の質の向上に貢献し、会員のニーズ、利益の実現のために、政府機関、社会組織、市民組織との仲介役を務めることを使命とする。設立当初は、会員の社会的・労働上の問題を優先事項として、会員間のコミュニケーションの発展、母語の促進に注力した。 国連障害者権利委員会にパラレルレポートを提出。

4－2. 障害者支援団体の活動概要

団体名	概要
キューバ国連協会（Cuban United Nations Association: ACNU）	1947 年設立。キューバ国内に拠点を置く国内外の市民社会組織、社会・環境・文化プログラムを展開する政府機関と連携し、キューバの 109 の市民社会組織を傘下に擁する。国連憲章の目的と原則、及び国連システムの性質、機能、活動に関する知識と理解の促進を目的として、人間の尊厳を損なうあらゆる形態の差別がない、世界のすべての人との間の連帯と国際協力を奨励している。1999 年より国連経済社会理事会の特別協議資格を有する。国連広報局に加盟。2003 年より国連砂漠化対処条約、2004 年より国連気候変動枠組条約においてオブザーバー資格を有する。国連障害者権利委員会にパラレルレポートを提出。
キューバ・インクルーシブ（Cultura Inclusiva） https://www.facebook.com/fundacionculturainclusiva/	2016 年に設立。キューバ社会における障害者の状況の認識を高め、可視化するとともに、差別のない、すべての市民にインクルーシブでアクセシブルな社会の促進を目的とする。国連障害者権利委員会へのパラレルレポートを提出。

5. 障害者が直面する障壁・ニーズ[60]

5－1. 保健医療サービスを利用する際に直面する障壁・ニーズ

キューバでは、包括的な一次医療プログラムが全国民に無料で提供されている。地域の診療所であるポリクリニックにおいて障害者の登録情報が管理され、リハビリテーションの施設も各地域に設置されており、早期から保健医療サービスを受けられる体制がある。パラレルレポートからは、キューバの経済情勢の悪化から、必要な資材等の特に輸入が十分にできないこと、財政の制約から障害者のすべてのニーズには十分に応えられていないこと、保健医療施設や設備は老朽化や維持管理の不備があり、質の高いサービスを提供できる条件や障害者が尊厳をもって生活を送れる条件を備えていないことが懸念として挙げられている[61]。それ以外については、おおむね良好な評価を得られている。一方、障害者の福祉施設への入所や、特に障害のある女性の不妊手術を含む医療介入に関するインフォームド・コンセントが十分に行われ、障害者が署名を行っているのかについて懸念が表明されている。精神医療における身体的拘束の手続きの決定や監視の仕組みについても政府に説明を求めており、障害者の権利を保護する明確な制度の構築に重要なニーズがある。

5－2. 教育を受ける際に直面する障壁・ニーズ

キューバの障害児教育では、大部分の障害児が特別学校に就学している。特別学校に通学している障害児の 81%は知的障害児である。政府は、特別学校への入学は、通常教育へのインクルージョンに必要なスキルを養うまでの一時的な措置とみなしている。しかしながら、パラレルレポートによると、政府によるこの教育制度は、障害の性質や重度に応じて差別を行い、障害児を特別学校に通わせることを強いており、社会的排除、疎外、スティグマを助長していると指摘している。教員の研修については、パラレルレポート提出時点では、特別支援教育に従事する教員だけに、障害に応じた技術的研修が行われているが、通常学校の教員を含めてすべての教員が、インクルーシブな学習環境に適応するために必要な研修を受けることが求められている。ユニバーサルデザインに基づいた学習環境、学習プログラム、学習サービスに最大限の資源を投入し、必要な合理的配慮を行うことが不可欠であると指摘されており、インクルーシブな教育の促進が重要なニーズである[62]。

5－3. 就労に関する障壁・ニーズ

キューバでは、失業率や平均所得に関するデータの障害の有無による分類は行われておらず、障害者の就労に関する実態把握は容易ではない。2012 年の国勢調査によると、全就業者のうち、障害者の割合は全体の約 3%であり、就労している障害者が少ないことは明らかである。障害者の就労の場として、OPD が国の補助金で運営する特別作業所がある。これらの作業

[60] パラレルレポート四点を基に記載。
[61] Cultura Inclusiva-Cubalex (2019)
[62] 特別学校から通常学校への移行は ACLIFIM のパラレルレポートでも指摘されている。

所での仕事は、一時的なものであり、職業的・社会的スキルの開発や一般事業所での就労準備が行われる。特別学校の卒業生で就労を希望する者は、特別作業所に入所が可能であり、必要な技能と能力を習得した後は、市町村の労働局に申請を行い、通常の労働市場への参入が可能となる。パラレルレポートによると[63]、障害者の労働は権利として憲法等で保障されているにもかかわらず、労働の待遇、賃金、社会保障に関して差別的な慣行が定着している。特別作業所の修了者の就労は、労働・社会保障省が国家の利益のために障害者及び保護者または後見人の承認を得て配置すると規定されているため、本人の能力や意思が尊重されずに、職業の自由な選択権が侵害されている恐れがある。また、障害者の就労能力は、労働・社会保障省傘下の労働医学鑑定委員会によって評価され、特定の職務や労働の遂行能力や労働時間の長さが、障害者の意見を配慮せずに認定されてきた。雇用した障害者が配属された職種に適さないと判断された場合は、別の仕事への訓練を検討するか、雇用契約を解除し、社会福祉制度の保護の対象となる。このような慣行があるとの認識から、パラレルレポートでは、失業率を含む障害者の雇用に関するデータの提示、就労の場での合理的配慮の適切性の検証、障害者の就労インクルージョンの確保、他の者との平等な労働条件での労働権の行使を強く求めている。

5－4. 移動に関する障壁・ニーズ

移動に関しては、障害者のアクセシブルな移動を確保する法整備や制度はあるものの、十分な取組が行われていない状況である。パラレルレポートによると[64]、身体障害者向けの特別な装備を備えた車両については、国際基準に適合した障害者シンボル表示する標識制度が導入されていないため利用が困難な状況にある。障害者用の専用駐車スペースも十分に確保されていない。公共交通機関の駅や車両も、ユニバーサルデザインのシンボルや標識は存在せず、障害者にとって利用が困難な状態にある。公共施設等のバリアフリー化も十分に進んでいない。道路のメンテナンス不足によって利用ができないケースもある。これらの課題に対し、アクセシブルな公共交通の整備、すべてのインフラ施設・整備のユニバーサルデザイン化が重要なニーズである。

5－5. 情報保障に関する障壁・ニーズ

情報保障の分野では、障害に応じた取組が行われてきたものの、OPD から多様なニーズが挙げられた。視覚障害の OPD 協議会のパラレルレポートでは、音声解説サービスの全国への普及が要望された。マラケシュ条約への加盟の検討も要望されており、2026 年 3 月に加入が実現した。2026 年 6 月に発効となることから、国内での取組の促進が期待される。聴覚障害の OPD 協議会のパラレルレポートでは、キューバ手話をキューバのろう者コミュニティの公用語として法的に認定することが提言された。キューバ手話は、1994 年から、ろう児の特別学校に

[63] Cultura Inclusiva-Cubalex (2019).
[64] 同上。

おける教育上の言語の選択肢として、公式に位置づけられた。パラレルレポート提出時点では、特別学校の正式なカリキュラムに組み込まれている。2004 年からは、教育省の規範文書に基づき、聴覚障害者向け二言語教育モデル（キューバ手話とスペイン語）が実施され、キューバの聴覚障害者の教育において、すべての教育段階で有効となっている。手話通訳者のサービスを通じたアクセシビリティも進み、通訳者の養成が高等・大学において開設されている。手話を通じた公的情報へのアクセスや文化・社会活動への参加を通じた多様性の尊重も啓発されている。

以上の取組とその効果を持続し、さらに発展するために、新憲法に基づく障害者の権利行使を追求する特別法の制定が強く求められている。

5－6. ジェンダーに関する障壁・ニーズ

ジェンダー分野では、キューバの障害女性は就労や教育、スポーツ、文化の分野において一定の活躍をしている。しかしながら、女性の平等に関する法律や政策は障害のある女性や女児に対する交差的な差別に言及していない。特にアフリカ系の女性は意思決定から排除され、農村部の障害女性は保健医療をはじめとするサービスへのアクセスが制限されている。女性障害者の雇用に関する公的・民間部門での遵守を確保するための適切な措置は欠如している。障害のある女性や女児に対する暴力や苦情に関する情報や統計データの入手は限られている。アクセス可能なシェルターは不足しており、苦情処理メカニズムや適切な救済措置へのアクセスも限られている。ジェンダーに基づく暴力の撤廃、性と生殖に関する権利の行使、労働における平等と政治参加に関して、障害女性の権利を保障するための明確な法整備と具体的な制度設計と実践が必要である。

6. 参考資料

Asociación Cubana de las Naciones Unidas (ACNU) (2019) A*CNU's Contribution to the 21st session of the Committee on the Rights of Persons with Disabilities, Cuba's Report*.

Cultura Inclusiva Cuba (2019) *Informe Conjunto para la determinación del listado de cuestiones que el Comité sobre los Derechos de las Personas con Discapacidad presentará el Estado cubano*.

Cuban Association of Physical Disable Persons (ACLIFIM) (2019) *Contribution of the Cuban Association of Physical Disable Persons (ACLIFIM) to the 21st session of the Committee on the Rights of Persons with Disabilities*.

Cuban Union of Jurists (2019) *Contribution of the Cuban Union of Jurists to the presentation of the Cuban Report to the Committee of the Convention on the Rights of Persons with Disability*.

Government of Cuba (2014) Consideration of reports *submitted by States parties under article 35 of the Convention, Initial reports of States parties due in 2009, Cuba (CRPD/C/CUB/1)*.

Government of Cuba (2019) List of *issues in relation to its initial report of Cuba, Replies of Cuba to the list issues (CRPD/C/CUB/RQ/1/Add.1)*.

National Association of the Blind (2019) *Contribution of the National Association of the Blind to the 21st session of the Committee on the Rights of Persons with Disabilities. Republic of Cuba (January 2019)*.

National Association of the Deaf of Cuba (2019) *Contribution to the 21st session of the Committee on the Rights of Persons with Disabilities*.

Ministerio de Trabajo Seguridad Social (2006) *III Plan de Acción Nacional para la Atención de Personas con Discapacidad 2006-2010*.

National Assembly of People's Power (2017) *Guidelines for the Economic and Social Policy of the Party and the Revolution for the period 2016–2021*.

National Office of Statistics and Information (2014) *Census of Population and Housing Cuba 2012*.

National Office of Statistics and Information (2016 edition) *Census of Population and Housing Cuba 2012: Skin Color according to the Population and Housing Census*.

National Group for the Implementation of the 2030 Agenda (2021) *Cuba Voluntary National Report 2021*.

UN Committee on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women (2024) *Concluding Observations on the ninth periodic report of Cuba*.

UN Committee on the Rights of Persons with Disabilities (2019) *Concluding observations on the initial report of Cuba* (CRPD/C/CUB/CO/1).

UNICEF/Dirección de Registros Médicos y Estadísticas de Salud del Ministerio de Salud Pública: MINSAP (2020) *Cuba: Encuesta de Indicadores Múltiples por Conglomerados (MICS)*

2019

UNICEF (2024) *Report Annual UNICEF Cuba 2023*